

質問 1

弁護士や税理士に報酬を支払った場合には、源泉徴収をしなければならないと聞いていますが、源泉徴収税額はどのように計算したらよろしいでしょうか。

回答 給与について源泉徴収義務のある者が支払う場合には源泉徴収が必要です。

弁護士や税理士に報酬、料金等を支払う場合には、その支払のつど次の算式によって計算した所得税を源泉徴収して納付しなければなりません。

(1)報酬、料金等の1回の支払額が100万円以下の場合……報酬、料金等の額×10%

(2)報酬、料金等の1回の支払額が100万円超の場合……報酬、料金等の額×20%－10万円

また、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を源泉徴収する際に、源泉徴収する所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

「報酬、料金等の額」とは、弁護士料、監査料、謝礼、車賃その他名義のいかんを問わず、その業務に関する一切の報酬、料金をいいます。

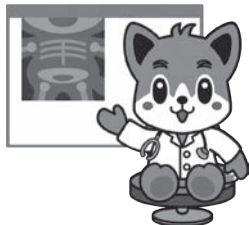
ただし、これらの報酬、料金等であっても、給与所得又は退職所得に該当するものについては、それぞれ給与所得又は退職所得としての源泉徴収を行います。

支払時期及び金額があらかじめ一定しているもの等で、給与所得に当たるかその業務に関する報酬、料金に当たるかが明らかでないものは、これらの人がその支払者に専属している場合には給与所得とし、そうでない場合にはその業務に関する報酬、料金となります。

また、その報酬、料金等の支払者が個人であって、その個人が給与の支払者でないとき、又は給与の支払者であっても常時2人以下のいわゆるお手伝いさん等の家事使用人のみに対する給与の支払者であるときは、源泉徴収する必要はありません。

青色申告者で専従者給与を支払っている者は他に使用人がいなくても源泉徴収義務があります。

セミナー



感染症対策



勉強会



各種医療活動



投稿大募集!!

TEL : 011-231-7661
E-Mail : ihou@m.doui.jp